

9月10日は 屋外広告の日

屋外広告物は許可が必要です

まちの中には、さまざまな情報の提供や目印になる屋外広告物(※)があります。

屋外広告物の多くは、表示するために**市長の許可が必要になります**。

まちの良好な景観を作り出すために、屋外広告物の掲出を行うときは必要な許可を受けましょう。

(※)屋外広告物とは、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に対して表示される、立看板、広告塔、屋上広告物、軒下広告物などをいいます。

■主な広告物の名称および手数料などは次のとおりです。

屋外広告物の名称	手数料	許可期間
広告塔、屋上広告物、 建植広告物、軒下広告物など	5㎡まで1,500円 5㎡増すごとに1,500円加算	3年以内
電柱広告物	5個まで1,000円	1年以内
立看板	5個増すごとに1,000円加算	2か月以内
はり札	5枚まで500円 5枚増すごとに500円加算	1年以内
はり紙	100枚まで500円 100枚増すごとに500円加算	1か月以内

大丈夫ですか？屋外広告物

広告物を表示・管理している人は、屋外広告物許可の要・不要を問わず、広告物を良好な状態に保持する義務があります。

老朽化による倒壊、落下等のおそれがないか安全点検を定期的に行い、不具合が発見された場合は、速やかに撤去・改修等の適切な処置を講じてください。

■問合せ先 都市計画課庶務係 ☎(内線380)

お願い！！ 空き地の適正な管理について



例年この時期には、空き地(住宅造成地や休耕田、あぜ道など)に雑草が繁茂し、当該地の隣接および近隣住民より苦情・問い合わせが増えています。

そこで、これら空き地の所有者および管理者は、周辺住民の生活環境の保全(交通障害・害虫被害等)の理由から、他人に迷惑にならないよう早急に雑草を刈り取り、空き地の適正な管理に努めてください。

■問合せ先 生活環境課環境保全係 ☎(内線388)

9月は

固定資産税・都市計画税(2期)

国民健康保険税(3期)

の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

納期限は10月1日(月)です。

■問合せ先

税務課徴収係 ☎(内線259、260)

保険課保険税係 ☎(内線266、368)